

第四管区海上保安本部公示第 23 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 21 日

第四管区海上保安本部長

澤井 幸保（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 第四管区海上保安本部
- (2) 住 所 愛知県名古屋市港区入船 2 丁目 3 番 12 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域 付図に示すとおり
- (2) 期 間 令和 7 年 5 月 12 日から令和 8 年 2 月 27 日まで

※日中のみ実施

3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深

4 その他必要な事項

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚

# 調査区域

